令和6年11月15日発行

農業担い手メールマガジン臨時号(第416号)

- ◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【農業分野の特定技能派遣事業者コンソーシアムが「人権保護方針」を策定しました!】

農業分野ではその季節性に鑑み、特定技能外国人の派遣が認められています。

その労働派遣事業者9社により、令和6年4月に「特定技能派遣事業者コンソーシアム」が発足され、10月31日に外国人材の人権尊重のための基本的な方針として「人権保護方針」を策定・公表し、経営局長へ報告を行いました。

今後は、方針に係る取組の具現化に向けて、人権デューディリジェンス (DD) の周知徹底と適切な実行や特定技能外国人材のキャリアプランの仕組みづくりに取り組んでいくとのことです。 このような民間企業の自主的な取組は、農業分野に働く外国人材の人権尊重の機運を一層高めるものと期待しており、農林水産省としても注目していきたいと思います。

- ◇ 詳細はこちら(YUIME(株)プレスリリース)(YUIME 株式会社 Web)
- → https://www.yuime.co.jp/news\_contents/66
- ◇ お問い合わせ先

農林水産省経営局就農・女性課(担当:外国人グループ)

TEL: 03-6744-2159 (直通)

- - 電子出版:農業担い手メールマガジン
  - 発行日 :毎月1回発行
  - 発行元 :農林水産省経営局経営政策課 担当:大庭、磯野
- ☆このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから
- → https://www.maff.go.jp/j/kobetu\_ninaite/n\_hyousyou/hyousyou\_merumaga.html
- ☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから
- → https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html